

序章 浜田市景観計画について

1. 景観計画の目的と役割
2. 「景観」と「景観まちづくり」
3. 景観の捉え方
4. 景観計画の位置づけ
5. 計画の見直し
6. 浜田市景観計画の構成

1. 景観計画の目的と役割

【景観計画の目的】

本市は、日本海の青い海をはじめ、中国山地から続く山々と豊かな水をたたえる川の流れなどの自然、城下町の歴史や石見神楽などの伝統文化、それに根づいた各地域の生活の風景など、美しい景観にあふれ、地域のかげがえのない財産を有しています。

本計画は、これら先人から引き継いできた本市固有の景観を守り、育て、創造し次の世代に伝えるため、景観法に基づく様々な制度を有効に活用し、市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等が地域と一体となって、景観まちづくりを推進していくことを目的に策定するものです。

【景観計画が担う3つの役割】

景観計画は、次の役割を果たします。

■景観特性の共通認識

美しい景観を守り、育て、創造していくためには、まず、本市が有するさまざまな景観を把握し共有することが必要です。市全域や地域別の視点や市民が親しみ大切に感じている視点から、景観特性を明確に示すことで、次の世代に伝えるべき景観に対する市民共通の認識を深める役割を果たします。

■景観まちづくりの推進

これまでの景観に関する取り組みを充実・強化するとともに、「浜田市総合振興計画」に掲げている都市像「青い海・緑の大地・人が輝き文化のかおるまち」の実現に向け、景観の視点から取り組みを示し、景観まちづくりを推進する役割を果たします。

■市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等の連携・協働を促す共通の指針

市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等の多様な主体が景観形成の目標や各々の役割を理解・共有し、景観法に基づく諸制度を積極的に活用しながら、連携と協働による景観まちづくりを推進するための共通の指針としての役割を果たします。

2. 「景観」と「景観まちづくり」

【景観とは】

「景観」は、私達の生活をとりまく様々な環境が目に見える形として表れたものであり、例えば、森林や河川等の自然、道路や公園、建物や看板等のまちを構成する要素のほか、そこで活動する人々等からも成り立っています。

「景観」という言葉は、目に見える対象の姿や形など物理的な眺めを表す「景」という文字と、私たちが感じるものや印象を表す「観」という文字が組み合わせられた言葉です。つまり、「景観」という言葉は、「まちや地域がどのように見え」、それを「どのように感じるか」と捉えることができます。そして、眺めの対象と眺める主体の相互の関係によって成り立つものであるといわれています。

「景観」は短期間に完成されるものではなく、長い時間をかけて培われていくものであり、自然や町並みといった目に見える姿・形だけではなく、地域の歴史や文化や人々の暮らし経済活動等、そこに息づくさまざまな要素や背景が重なり合っただけでなく、見えてくるものです。

そして、「景観」は見た目の美しさだけを求めるものではなく、私達の「価値観」を反映したものともいえ、地域の自然や気候、歴史や文化を映し出し、そこに住む人や訪れる人が愛着と魅力を感じるものであることが大切です。

景 目に見える対象の姿や形など物理的な眺め「景」

観 私たちが感じるものや印象を表す「観」

景 観

地域の自然や気候、歴史や文化を映し出し、
そこに住む人や訪れる人が愛着と魅力を感じるもの
＝ 私達の価値観を反映したもの

【景観まちづくりとは】

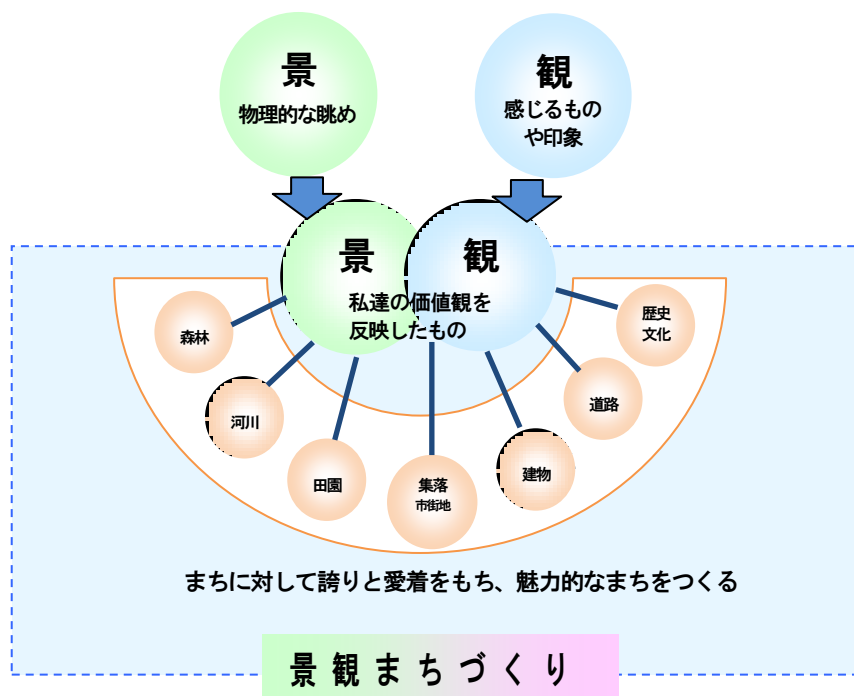
「まち」は、そこで暮らす市民や事業を営む事業者、来訪者、行政等多様な主体の意識やそれに基づく行動に影響されて形づくられる共有の財産です。

そのため、「景観」を次世代に引き継いでいくことや、「景観」をつくっていくことは、市全体の価値を高めることになり、「まちづくり」の重要な要素の一つであり、また、私達に課せられた責務であると考えます。

景観に係る取り組みは、私達のまちに対して誇りと愛着をもち、魅力的なまちをつくることそのものであるといえ、まちづくりの担い手を育て、来訪者との交流によって地域が活性化され、ふるさとへの誇りを育んでいくものと考えます。

本計画では、「市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等の協働による地域にふさわしい良好な景観づくり」を「まちづくり」として取り組んでいくことを意図して、「景観まちづくり」という言葉を使用します。

景観まちづくり 「市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等の協働による地域にふさわしい良好な景観づくり」を「まちづくり」として取り組んでいくこと



「景観」と「景観まちづくり」の概念図

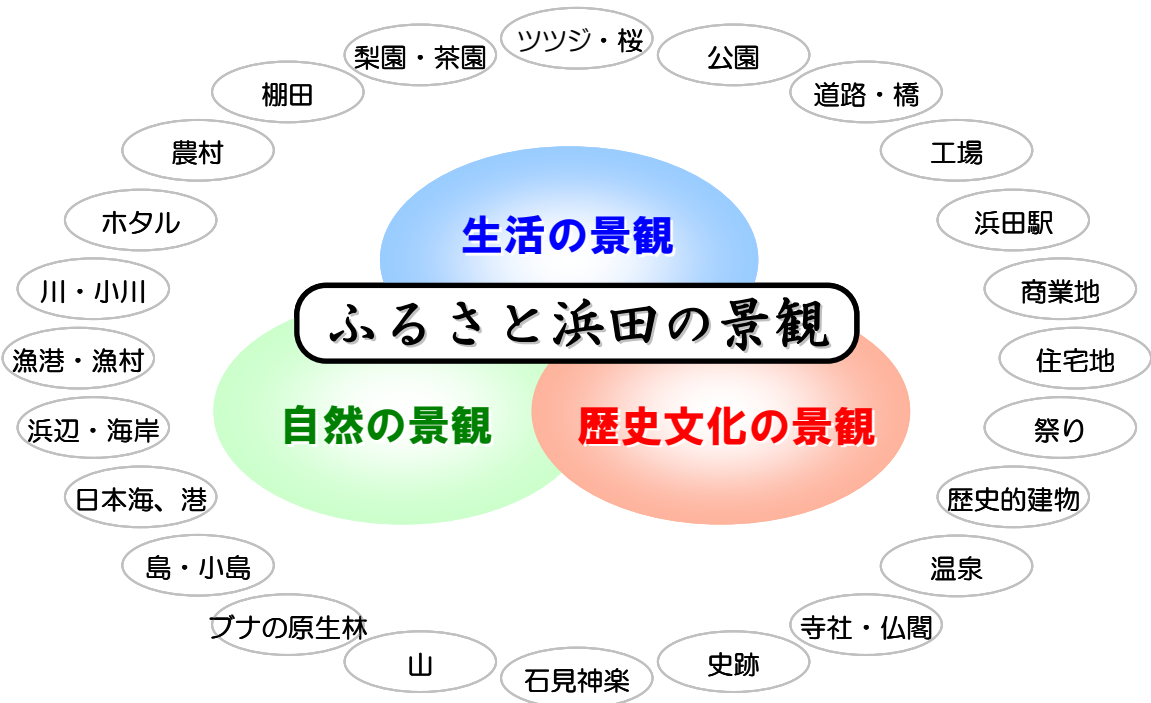
3. 景観の捉え方

景観とは、地域の歴史や文化を含め、五感を通して感じることができる全てを指します。

中国山地を形づくる山々の稜線、ツツジや桜などの季節を感じることでできる木々、その中国山地より流れ出て田畑を潤し、生命を育む川の流れ、日本海を望む海岸線やまちの活力の象徴となる港や漁港、石見神楽や各地域での祭りにぎわいなど、私たちの心につまでも残る美しい「景観」が、市内の様々な所にあります。

こうした「景観」は、実際に目に見える色や形だけでなく、地域の歴史や文化から生まれる雰囲気など、五感を通して感じることができる全てを指します。そして、長い年月をかけて育まれてきた美しい景観は、地域のかげがえのない財産となっています。

本計画では浜田市の景観を、地域の風土の基盤をなす「自然の景観」、風土に対応して築かれてきた「歴史文化の景観」、人々の暮らしとともに育まれてきた「生活の景観」の3つの観点から捉え、五感を通して感じられる「ふるさと浜田の景観」の全体像を把握します。

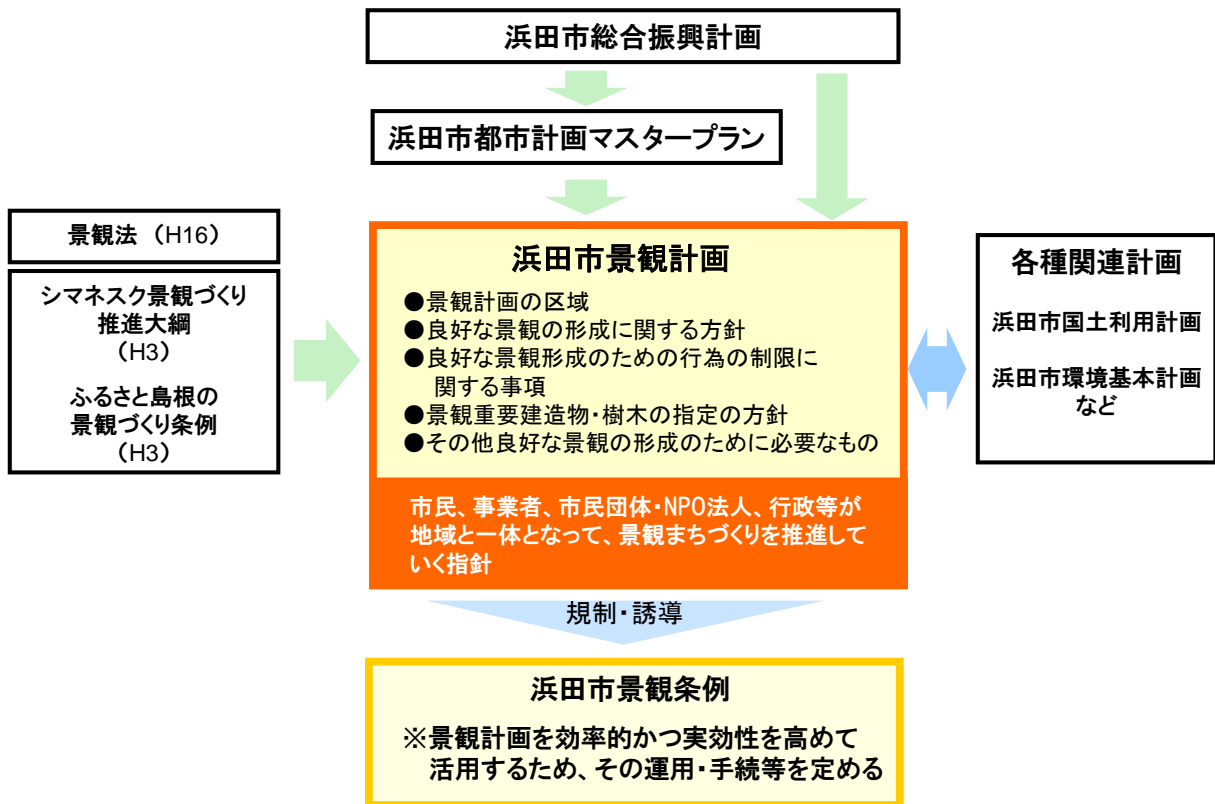


浜田市の景観を捉える3つの観点

4. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体として本市が定める景観形成の基本的な指針となるものです。また、市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等が地域と一体となって、景観まちづくりを推進していく指針なる計画として位置づけます。

これまで本市の景観形成の指針としていた「ふるさと島根の景観づくり条例」を継承し、「浜田市総合振興計画」などの上位・関連計画との整合と連携を図りつつ、本市の良好な景観形成に関する方針や具体的な取り組みを示すものです。



5. 計画の見直し

本計画は、「浜田市総合振興計画」などの上位・関連計画の策定などにより、見直しの必要性が生じた場合は、実情に即した計画内容の見直しを行うものとします。

6. 浜田市景観計画の構成

序章 浜田市景観計画について

景観の捉え方、景観計画の役割や上位・関連計画における位置づけについて示しています。

第1章 浜田市の景観特性と課題

1. 浜田市の特徴を示しています。
2. 浜田市全域における景観特性と課題を示しています。

第2章 景観計画の区域と方針

1. 景観計画の対象とする区域を示しています。
2. 景観まちづくりの基本目標、基本方針を示しています。

第3章 地域別の景観まちづくりの方針

5つの地域別に景観特性、景観まちづくりの目標と基本方針を示しています。

第4章 良好な景観形成に向けた取り組み

1. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を示しています。
2. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を示しています。
3. 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項を示しています。
4. 景観重要公共施設の整備に関する事項を示しています。
5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項を示しています。

第5章 重点地区景観まちづくりの方針

重点地区の指定要件、重点地区の候補地区及び景観まちづくりの基本方針を示しています。

第6章 景観まちづくりの推進

景観まちづくりに向けた市民・事業者・行政の役割を示し、協働による景観まちづくりの推進方策を示しています。